

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月 9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第52号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（平成14年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(書類の経由)</p> <p>第6条 政令によって知事に提出する書類は、総合事務所長を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>栄養士免許申請書 <table border="1"><tr><td>収入証紙</td></tr><tr><td>貼り付け欄</td></tr></table></p> <p>職 氏 名 様</p> <p>栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第1条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>本籍地都道府県名(国籍)</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>申請者 氏 名 <span style="float:right">㊟</span></p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>性 別</p> <p>電話番号</p> <p>1 罰金以上の刑に処せられたことの有無（有の場合には、その罪、刑及び刑の確定年月日） 有・無 _____</p> <p>2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正行為を行ったことの有無（有の場合には、違反の事実及び年月日） 有・無 _____</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p>	収入証紙	貼り付け欄	<p>(書類の経由)</p> <p>第6条 政令によって知事に提出する書類は、<u>住所地を所管する</u>総合事務所長を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>栄養士免許申請書 <table border="1"><tr><td>収入証紙</td></tr><tr><td>はり付け欄</td></tr></table></p> <p>職 氏 名 様</p> <p>栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行令第1条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>本籍地都道府県名(国籍)</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>申請者 氏 名 <span style="float:right">㊟</span></p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>性 別</p> <p>電話番号</p> <p>1 罰金以上の刑に処せられたことの有無（有の場合には、その罪、刑及び刑の確定年月日） 有・無 _____</p> <p>2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正行為を行ったことの有無（有の場合には、違反の事実及び年月日） 有・無 _____</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p>	収入証紙	はり付け欄
収入証紙					
貼り付け欄					
収入証紙					
はり付け欄					

2 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し（本籍又は国籍等を記載したものに限る。）

注 略

2 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写し（戸籍の表示（本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨）を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し

注 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。